2026年5月21日
２５－２３

肢ア
　給付行政。法律の根拠なくても可。当初から違法だった場合，取消ことに法律上根拠いるか。取消されると，名宛人に発生した権利が侵害されるとも思えるため問題。
　不要，必要とすると，不当な利益を名宛人に残す異なり，適正な行政を図る上で問題となる。是正を当然にできるとして，適正に行政を行わせることが国民全体の利益になる。
　法律の根拠を必要としたのは，権利義務に対する不当な発生を防止するもの。
　本件は，本来発生しない利益を失わせるにすぎないので，法律の根拠は必要ない。

肢イ
＜撤回できるか＞
　撤回がそもそも認められるかは争いある。（桜井橋本９８，９９）
　国民の権利義務を制約するから法律の根拠が必要とも。
　しかし，法律の根拠を常に必要とすると，行政庁として，法律がないことを理由に対処しないことを認めることとなり全体としてかえって問題。
　撤回は可。ただし，慎重に行われるべき。

＜撤回権の行使者＞
　処分を行ったのは行政庁である。したがって，撤回も処分を行った行政庁が行うのが原則（行きと帰りが同じ）。
　もっとも，行政庁が行わなかった場合，監督庁が行うことができるか明文なく問題となる。結論できない。確かに，迅速性からすると監督庁ができるとも。
　事後的な判断は慎重に行うべき。処分庁の意思を尊重する必要がある。
　あくまでも本件の場合は，監督にとどめるべき。違法な場面とは異なる。
　監督庁としては，処分庁に撤回を命じる手続となる。

（指揮監督権という言葉を徹底する）監督は監督であってプレーはしない。
　権限を集中させると，濫用の恐れがある。監督と執行を分ける。

肢ウ
　撤回が適法でも，財産的損害を免除するものではない。
　行政庁の処分を信用して活動した，名宛人の信頼は保護されるべきである。

２５－２４

肢ア

理由開示，行政庁の恣意抑制機能，争訟便宜機能。

肢イ

処分基準の内容，適用関係についてまで明らかにしなければ，理由開示があったとはいえない。

理由開示は，行政庁の恣意抑制機能，争訟便宜機能を図るためにあるが，どこまで指摘が必要かは，実際の処分基準との関係で，特定できるかで判断する。

内容，適用関係が明らかにされないと，争訟で争いづらい。

肢ウ

複雑であれば，適用関係が全く，不利益処分を受けた者にはわからない。

したがって，理由開示としては不十分となる。

２５－２５

肢ア

弁明は，聴聞に比べると略式の手続で行われる。

方法は，書面で行われる。簡易な手続きをイメージ。

ただ，口頭でも認められた時はできる。書面に限るとすると，制作ができないものの手続が不十分になるため。

肢イ

確かに，聴聞と弁明は異なる。手続が異なる以上，別途機会を設けるべきとも。

迂遠，円滑な行政の運用が害される。

したがって，聴聞手続を持って弁明も兼ねるとする必要があり。

名宛人にとっても不意打ちにならない。聴聞の方が手続としては弁明より重くなされている。

肢ウ

聴聞と弁明手続は異なる。手続が異なる以上，別途機会を設けるべきでは。

一見の不都合（行政庁側から見る），円滑な行政の運用が害される。停止処分で取消を認めるべきでは。

不都合（名宛人から見た）軽い手続で，重い処分を受けることとなる。十分な手続きがなされず権利が害されることは許容できない。

弁明では聴聞手続は代替できない。別途行うこととなる。

迅速性は大事であるが，本来必要な手続きの省略を認める趣旨ではない。

２５－２６

肢ア

条文の要件に当たるかの判断。当てはめの裁量。要件裁量

肢イ

目的外については，広範な裁量がある。人権規定との絡みで，裁量の幅を考慮する。

明らかに合理性を欠いた場合にのみ違法。

結論ではなく，判断過程における考慮事項に着目して判断している。

肢ウ

懲戒者の裁量権の行使に基づく処分が，裁量権を濫用したと認められる場合に限り，違法。

まさに，懲戒者の裁量権をできる限り尊重している。食い違いのみで違法と判断する話であれば，こんなことはいなわない。

２５－２７

肢ア

行政指導は，任意。強制力は伴わない所に特徴ある。

したがって，根拠法規はいらない。侵害行政ではない。

＜参考＞

侵害行政，国民（市民）の権利や自由に制限を加える行政活動。

肢イ

行政指導の場合，任意。したがって，指針の公表はしなくても良いのでは。

不都合，任意という名のもとで，公権力が不適正に指導を行う危険がある。

透明性を確保することで，国民が公権力を監視できるようにする必要があり。

一方で，全部，公表を必要とすると，柔軟に対応できる行政指導のメリットも損なわれる。そこで，法は，特に濫用の危険のある指導についてのみ透明性を確保する規定を置いている。公平，平等な行政運営がされる必要性が高いもの

複数の者を対象に行政指導を行う場合　行手３６条

肢ウ

行政指導が適正に行使されるように文書閲覧請求ができる。責任の所在を明確かして透明性を要求する。

肢エ

確かに，事実行為なので，形式的に「公権力の行使」にあたらない。よって，国賠できないが筋。しかし，不都合。一切できないと，被害者の負担が重くなる。

不法行為，使用者責任を立証することになる。特に任意という名のもとに実質的に公権力を発動した場合，国賠請求を認める必要あり。

条文の趣旨，行政庁の違法な行為に対して国民（市民）を保護する趣旨。

事実行為であっても，違法な行政指導であれば行政庁の違法な行為にあたる。

よって，国賠の要件にあたるので請求可。

２５－２８

肢ア

権限を委任するには，法律上の根拠が必要。授権を行った国民の意思が害される。

行政契約で権限を動かせない。

委託後もA市は住民票の写しを交付できる。

行政サービスの向上のために窓口を増やす。

イメージとしては，代理商に近いように思われる。代理店窓口を増やすイメージ。

市が自ら運営するのは，公費の無駄。すでに営業を広げている業者に手数料委託した方が，経費浮く。B者も，来店に伴うついでの売上げが期待できる。会社の信用も上がるなどメリットがある。写しの発行権限はA市（本人）あることからも代理商と類似する。

肢イ

Bは，A市の業務を補助しているに過ぎない。

本人として，調査できる。契約上の義務として設定できる。

肢ウ

刑罰は定められない。行政上の義務に違反した場合，行政刑罰。

確かに，契約の義務の実効性を確保するため刑罰を科せるとすべきとも。

刑罰は，人権侵害の際たるもの，規定できる場合を慎重にする必要あり。（謙抑制）

行政契約の場合，あくまでも契約。

そこまで，実効性を伴わせるのは，相手方の自由保障から見ても問題。

したがって，刑罰不可。

なお，行政上の義務の場合は，行政刑罰可能。一方的に公権力を行使するので，実効性を確保する必要が高い。相手方としても，公権力という意味で強制力の行使を受ける以上，違反した場合に制裁を受けるのもやむを得ない。行政目的を達成する必要性を重くみる。

肢エ

是正命令を出せる旨は，条例に定めることは可。行政契約でも，契約に伴う行政目的を達成するため，相手方業者の履行の実効性を確保する必要がある。

是正命令であれば，違反した場合に公法上の義務を課すというだけなので，相手方の不利益も刑罰に比べれば小さい。受任できる範囲である。したがって，設定可能。

２５－２９

肢ア

適正手続。理由開示が原則。したがって，できる限り理由を開示すべきとも。

不都合，存在を知らせることで，プライバシーが害される。したがって，この場合にも広く理由の開示を求めるのは問題。プライバシーの中身には，内容のみならず，存在も含まれる。

この辺りも受けて，法も存否を明らかにしないで拒絶を認めている。

適正手続も，国民の権利を保護するためのもの，反対利益を一方的に害する場合にまで理由の開示を要求するものではない。

肢イ

プライバシー権は，重要な権利であるが，全体的に保証されるものではない。

反対利益が特に重要な者であれば，一定程度，後退する。

肢ウ

文書を保有していないこと理由に拒絶しても不服申立てできる。

確かに，ない物に対して，不服が認められても，行政庁はないものは出せない。

したがって，請求者の権利が保全できないので認める意味はないのでは。

不都合，ないといってしまえば，行政庁は開示拒否ができることになってしまう。

原則公開を定めた，情報公開の目的が骨抜き。濫用を防止するため争えるようにする必要があり。不服は回復を求めている。制度上，本件の場合も認められる。

肢エ

裁判の場で，検証を認めると不開示の意味がない。したがって，受忍義務を負わせることはできない。

また，立ち会い権を放棄しても，新たな手続きの構築になる。手続上も不安定になり，法定手続からも許容できない。